

包括外部監査の結果に関する報告

港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計

平成13年3月

(福岡市) 包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

(港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計)

目 次

第 1 . 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件 (テーマ)	1
3 . 事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法	2
5 . 外部監査の実施期間	2
6 . 外部監査の補助者	3
第 2 . 港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の概要	4
1 . 博多港の概要	4
2 . 港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の収支の状況	4
資料 (1) 港湾取扱貨物量ランキング (1998 年、数字で見る港湾 2000、(社) 日本港湾協会発行)	
(2) 港湾別外貿コンテナ貨物量及びコンテナ個数ランキング (同上 資料)	
(3) 乗降客数のランキング	
(4) 港湾局一般会計歳入歳出決算額の年次推移表	
(5) 港湾整備事業特別会計歳入歳出決算額の年次推移表	
第 3 . 外部監査の結果	8
1 . 港湾計画の達成状況について	8
2 . 予算の補正、流用その他の状況について	13
3 . 臨海土地整備事業費のうち工事請負費について	16
4 . 博多港開港 100 周年記念事業にかかる歳入及び歳出について	18
5 . 中央ふ頭再開発に伴う移転補償について	19
6 . 施設使用料の収受について	20
7 . 土地貸付収入の収受手続について	22
8 . 未処分土地の状況について	24
9 . 香椎パークポートにかかる土地売却収入について	28
10 . ふるさと融資にかかる転貸資金について	29
11 . 博多港国際ターミナル運営にかかる損益並びに収支の状況について	31
12 . 外郭団体への委託業務について	34
第 4 . 利害関係	39

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び福岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の事務の執行及び管理状況について

(2) 外部監査対象期間

自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日

ただし、必要と認められた範囲において、平成10年度以前の各年度分についても一部監査の対象とした。

3. 事件を選定した理由

(1) 福岡市は国際交流拠点都市として、都市機能整備が計られているところであるが、特に港湾整備による文化経済面での波及効果は大きいとして、博多港では大きな開発プロジェクトが進んでいる。

このような状況から、港湾事業にかかる現在の収支状況を把握し、将来の収支を予測することが有益であると考えた。

(2) 港湾事業特別会計は収支会計であり、バランスシート（貸借対照表）は作成されていない。しかし、多額の固定資産を抱えることとなるこのような大型開発プロジェクトについてはバランスシートを作成し、保有する土地、公債、機能施設、土地造成の状況を把握し、また継続的にサービスを提供するためのコストを認識することが有益であると考えた。

(3) 博多港には各種の機能施設、ターミナル施設が整備されている。それらの利用状況を把握し、費用と収益の関係を明らかにすることにより、現在の事業の実態を把握することが有益であると考えた。

4 . 外部監査の方法

(1) 監査の視点

港湾局にかかる事業は港湾計画に則って事業遂行されているか。

港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計にかかる収支が予算に従い、その執行が適切に行われているかどうか。

港湾整備事業特別会計のうち特に大型開発事業である香椎パークポート、アイランドシティにかかるバランスシート(貸借対照表)を作成し、その状況を把握する。

維持管理コスト削減のために、業務委託の内容及び金額が適正な基準に従って決定されており、かつ、適時に見直しが行われているか。

固定資産及び債権等の管理状況に問題はないか。

工事の発注ならびに検査手続は基準に従い適切に行われているか。

施設使用料と原価の対応関係はどうか。

港湾整備事業特別会計の今後の資金収支の見通しはどうか。

(2) 主な監査手続

歳入歳出決算書より年次比較し、概況を把握する。また特異な項目について説明聴取、証憑突合を行なう。

平成 11 年度の予算決算対比表を作成し、予算執行状況、補正予算、予算の流用について、その状況を把握し、特異な項目について説明聴取する。

香椎パークポート、アイランドシティにかかる歳出状況を把握し、バランスシート(貸借対照表)作成、分析を行なう。

工事台帳、港湾台帳、その他の台帳、帳票と関連書類を突合する。

外郭団体との取引について、担当者から説明聴取し、資料入手後内容を検討する。

現場視察及び現況調査。

5 . 外部監査の実施期間

自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 2 月 28 日

実施調査期間...平成 12 年 7 月 31 日 ~ 10 月 31 日

6 . 外部監査の補助者

樋口 幸一

小島 庸匡

菊地 哲

清水 涼子

新聞 達吉

石垣 誠司

熊須 敏郎

堀田 悟

吉川 栄一

山口 徹也

川口 明浩

西沢 和敏

木野田 仁

第2． 港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の概要

1． 博多港の概要

古くから九州・西日本の玄関口としての役割を担ってきた博多港は、平成6年に九州ではじめてのコンテナ専用ターミナル、香椎パークポートを整備し、以来貨物量を着実に増やしている（資料1、2の通り、1998年の港湾取扱貨物量ランキングでは、25位であるが、外貿コンテナ貨物量では6位となっている）。取扱う貨物は、九州地域で生産された工業製品や生活に必要な日用品、飼料、麦などであり、また取引相手国は、アメリカをはじめ環太平洋のアジア諸国が中心である。

博多港は九州域内の経済を支える国際港湾であり、とりわけ第3次産業を中心とする福岡市の流通経済を支える重要な機能を果たしている。今後さらに国際競争力を高めるため、大型船舶に対応した港湾機能を強化し、同時に良好な都市空間の形成を目的として、大規模な造成を伴うアイランドシティ整備事業が進められている。

2． 港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の収支の状況

(1) 港湾特別会計の決算の概要

港湾施設の使用料及び港湾整備事業費等は、一般会計と特別会計に分かれて経理されている。一般会計においては、港湾活動の基本施設（岸壁等）の整備・運営が経理されている。特別会計においては、港湾の機能を増進する支援的施設が経理されており、内容は、機能施設整備事業（荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業）及び臨海土地整備事業からなっている。特別会計においては、機能施設使用料、市債、財産収入その他諸収入を歳入とし、港湾整備事業費、市債の償還金及び利子その他諸支出を歳出としている。

(2) 港湾局の一般会計の歳入歳出の状況
 一般会計の歳入歳出の5年間の推移

(単位：百万円)

年度 項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成7年度を 100とした場合の 平成11年度の比率
歳入	11,619	11,356	11,701	15,267	15,623	134.5
うち 使用料及び手数料	(1,164)	(1,165)	(1,117)	(1,112)	(1,079)	92.7
うち 市債 (市債依存率%)	(5,448) (46.9)	(6,365) (56.0)	(5,510) (47.1)	(7,719) (50.6)	(8,493) (54.4)	155.9
歳出	16,402	16,128	15,571	19,837	20,138	122.8
うち 港湾建設費	(11,867)	(11,194)	(11,822)	(16,096)	(15,493)	130.6

一般会計の平成11年度の港湾建設費は、港湾基本施設の整備が進められている状況もあり、平成7年度と比較し、30.6%の増加となっている。一方、歳入面では、使用料及び手数料は7.3%の減少であり、歳入の市債に対する依存率は、46.9%から54.4%に増加している。

これは港湾基本施設の整備を起債によって行っているためであり、次の(4)に記すとおり、一般会計の市債残高増加の原因となっている。

(3) 港湾整備事業特別会計の歳入歳出の状況
特別会計の歳入歳出の5年間の推移

(単位：百万円)

年度 項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成7年度を 100とした場合の 平成11年度の比率
歳入	30,016	41,314	25,310	17,410	15,997	53.3
うち						
使用料及び手数料	(2,412)	(2,423)	(2,650)	(2,690)	(2,819)	116.9
うち						
港湾整備事業基金受入金	(5,057)	(6,875)	(-)	(2,226)	(1,562)	30.9
うち						
市債	(15,360)	(17,529)	(1,783)	(5,823)	(6,271)	40.8
(市債依存率%)	(51.2)	(42.4)	(7.0)	(33.4)	(39.2)	
歳出	29,693	41,298	24,392	16,898	15,799	53.2
うち						
臨海土地整備事業費	(13,117)	(11,690)	(6,025)	(6,989)	(5,654)	43.1
うち						
機能施設整備事業費	(10,842)	(7,908)	(2,709)	(3,107)	(2,806)	25.9
うち						
公債費	(4,246)	(19,189)	(9,799)	(5,548)	(6,000)	141.3
(公債費割合%)	(14.3)	(46.5)	(40.2)	(32.8)	(38.0)	

過去5年間で見る限り、歳入、歳出は香椎パークポートの港湾整備が集中した平成7年から平成8年度をピークにして、減少傾向にある。しかし臨海土地整備事業費と機能施設整備事業費の大半を市債及び港湾整備事業基金の取崩しに依存しており、公債費の比率も高い。

(4) 港湾整備事業基金及び市債の残高について

(単位：百万円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	
港湾整備事業基金	31,391	26,102	30,584	29,072	27,977	
市債	一般	23,607	29,216	33,823	40,322	47,710
	特会	84,431	86,217	81,550	85,086	88,592
	計	108,038	115,433	115,373	125,408	136,302

基金残高は、平成7年度から平成11年度までに3,414百万円減少し、市債残高は平成7年度から平成11年度までの間に28,264百万円増加している。

(資料 1)

港湾取扱貨物量ランキング(1998年 上位50港)

(単位:千トン)

順位	港湾名			総貨物量	港湾取扱貨物量			
					輸出	輸入	内貿	内航フェリー
1	千		葉	164,060	6,971	84,815	72,273	-
2	名	古	屋	133,864	33,513	50,811	44,885	4,655
3	横		浜	117,820	30,414	41,099	46,307	-
4	神		戸	100,048	18,340	20,637	18,423	42,648
5	川		崎	97,681	3,052	52,526	38,869	3,234
6	水		島	90,796	39,441	45,333	39,130	4
7	東		京	88,392	14,333	19,637	32,230	22,192
8	北	九	州	87,346	5,158	23,097	25,226	33,865
9	大		阪	86,689	8,774	18,545	23,254	36,117
10	木	更	津	83,572	2,880	43,284	37,409	-
11	苦	小	牧	79,853	763	18,040	22,259	38,791
12	堺	泉	北	76,282	2,407	26,867	38,661	8,347
13	高		松	64,935	56	137	2,254	62,488
14	大		分	62,297	2,866	30,380	20,283	8,767
15	宇		野	60,085	415	911	1,946	56,813
16	四	日	市	58,438	2,971	36,004	19,462	-
17	徳	山	下	55,434	2,541	13,435	37,096	2,362
18	鹿		島	55,261	3,373	33,171	18,717	-
19	喜		入	50,838	153	25,158	25,528	-
20	和	歌	山	47,916	1,756	19,598	20,484	6,078
21	室	下	津	47,606	1,092	10,530	16,780	19,203
22	鹿	児	島	46,695	14	1,433	6,039	39,208
23	福		山	44,359	3,365	25,160	13,019	2,815
24	東	播	磨	40,492	2,091	18,387	20,015	-
25	博		多	39,568	3,310	6,640	25,224	4,394
26	塩		釜	37,863	406	7,849	19,800	9,807
27	姫		路	34,715	1,178	13,633	18,468	1,436
28	新		潟	33,155	464	13,341	7,428	11,922
29	函		館	32,753	289	871	8,430	23,163
30	八		戸	30,568	191	6,869	9,573	13,937
31	宇		部	30,561	1,736	9,817	19,007	-
32	苅		田	29,779	4,447	1,116	24,216	-
33	津	久	見	27,578	2,298	624	24,656	-
34	坂		出	25,511	1,305	12,412	11,795	-
35	青		森	25,452	51	883	2,648	21,871
36	小		樽	25,390	51	577	1,200	23,562
37	桜		島	24,761	-	-	-	24,761
38		呉		24,460	82	6,952	9,795	7,632
39	釧		路	23,082	16	4,843	14,574	3,649
40	松		山	21,595	183	905	4,300	16,207
41	衣		浦	20,441	407	8,100	11,934	-
42	広		島	19,188	4,109	690	9,157	5,232
43	今		治	18,242	77	160	2,087	15,917
44	三		河	18,066	8,068	2,586	7,412	-
45	清		水	17,933	3,855	6,138	7,901	39
46	横	須	賀	16,974	3,065	32	8,549	5,328
47	岩		国	16,560	1,351	2,612	12,596	-
48	須		崎	16,154	3,275	686	12,193	-
49	竹		原	15,583	-	2,224	1,189	12,170
50	明		石	15,530	-	-	414	15,115

(資料 2)

港湾別外貿コンテナ貨物量及びコンテナ個数ランキング(1998年)

外貿コンテナ貨物量

(単位:万トン)

順位	港湾名	合計	輸出		順位	港湾名	合計	輸出	
			輸出	輸入				輸出	輸入
1	東京	3,102	1,373	1,729	16	塩釜	54	35	19
2	横浜	3,092	1,473	1,619	17	徳山下		34	12
3	神戸	2,870	1,397	1,473	18	岩国	41	40	1
4	名古屋	2,558	1,489	1,069	19	千葉	41	31	10
5	大阪	1,734	39,441	1,125	20	伏木富山	34	14	21
6	博多	722	322	400	21	水島	34	24	10
7	清水	422	326	96	22	八戸	20	8	12
8	北九州市	351	129	221	23	金沢	19	6	13
9	四日市	118	79	39	24	鹿島	18	11	8
10	広島	90	64	26	25	松山	18	7	11
11	苫小牧	85	27	59	26	今治	13	7	6
12	川崎	83	43	40	27	敦賀	13	5	8
13	那覇	82	13	69	28	細島	12	6	6
14	下関	75	18	56	29	秋田	11	4	7
15	新潟	74	16	58	30	日立	9	5	4

外貿コンテナ個数

位:千TEU)

順位	港湾名	合計	輸出		順位	港湾名	合計	輸出	
			輸出	輸入				輸出	輸入
1	東京	2,199	1,039	1,160	16	川崎	43	25	19
2	横浜	2,057	1,025	1,032	17	岩国	41	21	20
3	神戸	1,901	940	961	18	千葉	40	23	17
4	名古屋	1,431	750	681	19	塩釜	29	18	11
5	大阪	1,156	550	606	20	水島	26	14	13
6	北九州	320	156	164	21	伏木富山	26	13	13
7	博多	314	159	155	22	松山	17	8	9
8	清水	312	163	150	23	細島	16	7	8
9	苫小牧	89	45	44	24	八戸	15	7	8
10	四日市	76	38	38	25	鹿島	15	7	8
11	広島	71	38	33	26	秋田	15	7	7
12	那覇	68	34	34	27	金沢	13	7	6
13	新潟	59	29	29	28	日立	13	7	6
14	下関	54	26	27	29	小松島	11	6	6
15	徳山下	44	23	20	30	直江津	11	6	5

資料:運輸省(現国土交通省以下同じ)港湾局計画課調べ。

(注 1. コンテナ貨物及びコンテナ個数は、不定期貨物及びトランシップ貨物を含む。

2. コンテナ個数は、実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。

(資料 3)
船舶乗降客数のランキング

主要港湾（外航航路）
（平成11年，人）

順位	港湾名	乗降客数
1	博 多	272,259
2	下 関	128,733
3	大 阪	17,655
4	神 戸	12,124
5	新 潟	10,208
6	横 浜	6,491
7	東 京	4,276
8	那 覇	2,622

主要港湾（内航航路）
（平成10年，人）

順位	港湾名	乗降客数
1	鹿児島	6,848,603
2	釧 島	5,205,651
3	明 石	4,177,210
4	桜 島	3,779,516
5	岩 屋	3,730,963
6	広 島	3,661,818
7	神 戸	3,409,065
8	呉	2,738,705
9	鳥 羽	2,528,154
10	松 山	2,439,337
11	小用（江田島）	2,389,043
12	高 松	2,341,827
13	横須賀	2,104,646
14	垂 水	2,103,802
15	大 阪	2,100,418
16	浜金谷	2,095,191
17	新 潟	2,078,823
18	土 庄	1,972,397
19	両 津	1,925,739
20	北九州	1,795,756
21	今 治	1,785,634
22	東 京	1,695,016
23	尾道糸崎	1,592,505
24	長 崎	1,546,090
25	博 多	1,529,815

(参考) 主要空港国際線
（平成11年，人）

順位	空港名	乗降客数
1	新東京国際	24,905,482
2	関西国際	11,776,915
3	名古屋	3,830,407
4	福 岡	2,375,717
5	東京国際	871,987
6	新千歳	435,985
7	仙 台	405,165
8	那 覇	337,581
9	広 島	290,274
10	新 潟	181,318

注1) 資料

外航航路 平成11年各港湾管理者の統計年報より

内航航路 平成10年運輸省統計課資料より

(資料 4)

港湾局一般会計歳入歳出決算額の年次推移表

(単位：千円 単位未満端数切り捨て)

科 目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
港湾改修費負担金	1,173,117	623,750	1,789,696	2,156,236	1,366,936
博多港開港100周年記念事業負担金					100,000
分担金及び負担金	1,173,117	623,750	1,789,696	2,156,236	1,466,936
道路占用料	37,259	38,113	42,695	42,287	58,892
港湾施設使用料	893,137	862,524	810,066	792,051	768,066
入港料	80,486	82,570	90,021	99,822	82,246
公有水面使用料	6,465	6,634	6,814	39,441	6,698
ヨットハーバー使用料	103,141	102,926	100,087	103,946	103,286
海浜公園使用料	43,771	72,658	67,991	68,013	60,673
使用料計	1,164,261	1,165,427	1,117,676	1,112,888	1,079,864
船舶廃油取扱手数料	99	213	123	256	116
手数料計	99	213	123	256	116
収入証紙収入	4	3	11	4	2
使用料及び手数料	1,164,365	1,165,644	1,117,811	1,113,150	1,079,983
港湾施設災害復旧費負担金					7,440
国庫負担金					7,440
港湾改修費補助金	1,877,095	1,989,071	2,148,135	2,942,453	3,081,693
海岸事業費補助金	130,000	145,000	132,000	227,600	106,400
国庫補助金	2,007,095	2,134,071	2,280,135	3,170,053	3,188,093
国庫支出金	2,007,095	2,134,071	2,280,135	3,170,053	3,195,533
統計調査費委託金	483	411	438	503	523
県支出金	483	411	438	503	523
土地賃付収入	145,314	152,580	160,209	162,532	162,532
建物等貸付収入	498	498	440	461	436
海浜公園管理運営基金利子収入	54,190	17,558	22,598	29,504	5,572
港湾整備事業基金利子収入	50,225	31,656	28,199	27,783	11,718
日本船舶通信(株)配当金	50	50	50	50	50
財産運用収入計	250,309	202,344	211,497	220,331	180,309
土地建物売払収入		125,464	47,714	2,813	1,712
物品売払収入	5	5			
財産売払収入計	5	125,469	47,714	2,813	1,712
財産収入	250,314	327,814	259,212	223,144	182,022
放置車両処理費寄附金	123	682	108	252	468
博多港開港100周年事業寄附金				21,850	142,745
寄附金	123	682	108	22,102	143,213
港湾整備事業基金受入金	176,800	11,000	15,200	73,000	244,280
海浜公園管理運営基金受入金				30,975	
繰入金	176,800	11,000	15,200	103,975	244,280
税外収入延滞金	188	204	164	258	172
健康保険料収入	26,425	25,583	25,509	27,954	28,253
雇用保険料収入	209	193	197	219	207
厚生年金保険料収入	1,966	1,919	2,024	2,427	2,336
公金運用利子					
地域総合整備資金貸付金回収金	12,000	12,000	12,000	26,400	96,800
港湾施設補償金	2,526	1,864	4,237	3,960	3,455
私用電話通話料					
船舶保険金					
公有水面埋立免許料	1,332,000	669,000	669,000	669,000	669,000
その他の雑入	24,002	17,136	15,303	29,052	17,457
諸収入	1,399,319	727,901	728,436	759,273	817,682
港湾改修債	4,773,000	4,733,000	5,274,000	7,324,000	8,389,000
海岸事業債	315,000	232,000	236,000	395,000	101,000
港湾振興事業債	360,000	1,400,000			
港湾施設災害復旧債					3,000
市債	5,448,000	6,365,000	5,510,000	7,719,000	8,493,000
歳入合計	11,619,617	11,356,274	11,701,037	15,267,438	15,623,174

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
報酬料等	33,271	28,318	27,084	33,527	35,303
職員手当	274,704	258,806	278,149	289,362	284,448
共済費	249,132	223,016	234,732	249,914	248,603
賃金	95,074	88,794	93,072	99,801	101,331
報償費	1,024	527	1,489	207	785
旅用費	3,872	2,708	2,543	1,634	1,094
需用費	13,155	12,207	11,749	10,276	12,311
役務費	205,238	199,944	217,190	205,558	202,578
委託料	13,502	11,685	12,232	11,213	13,360
使用料及び賃借料	835,128	931,615	1,024,308	1,003,996	1,132,222
工事請負費	68,398	65,079	100,763	99,983	103,656
原材料費	88,656	101,144	95,422	56,098	153,659
公有財産購入費	6,390	4,555	4,925	4,997	6,862
備品購入費	59,843	0	5,169	0	0
負担金補助及び交付金	5,762	3,744	10,271	1,267	1,282
貸付金	91,397	111,877	111,715	220,730	795,801
償還金利息及び割引料	360,000	1,400,000	0	0	0
公課費	3	22	0	1,932	5
港湾整備事業基金積立金	0	0	0	0	0
渡船費	1,382,255	700,656	697,199	696,783	680,718
	748,000	789,000	821,000	752,900	823,500
港湾管理費	4,534,817	4,933,714	3,749,023	3,740,196	4,597,536
報酬料等	9,775	5,428	6,159	6,217	6,410
職員手当	452,008	448,742	439,777	440,953	436,591
共済費	378,609	384,508	371,720	373,370	354,543
賃金	144,015	144,103	139,891	141,763	145,267
報償費	28,965	28,644	27,640	27,267	25,359
旅用費	3,438	3,219	2,778	1,687	1,620
需用費	31,638	19,284	15,545	16,787	14,311
役務費	57,614	45,763	35,965	30,632	26,787
委託料	2,648	2,982	3,083	3,650	2,843
使用料及び賃借料	707,897	1,020,876	733,623	701,671	806,775
工事請負費	38,203	38,694	32,717	36,529	30,397
原材料費	4,870,983	5,125,893	6,503,461	8,611,882	9,113,485
公有財産購入費	0	0	0	358	1,874
備品購入費	422,156	1,066,353	179,999	321,072	23,703
負担金補助及び交付金	5,674	4,385	4,020	2,527	2,752
補償補填及び賠償金	2,910,153	2,448,207	2,506,409	3,537,812	3,767,557
償還金利息及び割引料	1,803,928	407,156	819,324	1,842,748	733,300
		128			
港湾建設費	11,867,720	11,194,379	11,822,123	16,096,938	15,493,586
旅用費					21
委託料					4
工事請負費					22,449
					25,282
災害復旧費					47,758
歳出合計	16,402,537	16,128,094	15,571,146	19,837,134	20,138,881

歳出決算明細

(単位：千円 単位未満端数切り捨て)

科 目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
報酬手当	33,267	28,318	27,076	33,527	35,303
職員手当	274,704	258,806	278,149	289,362	284,448
共済	249,132	223,016	234,732	249,914	248,603
賃借料	95,070	88,794	93,064	99,801	101,329
報償	592	527	712	207	546
旅需用	510	410	425	410	410
役務	4,623	1,271	4,278	2,591	4,216
委託	31,766	30,586	31,301	27,886	24,863
使用料及び賃借料	11,497	9,983	9,566	8,638	10,033
工事請負	73,979	79,537	77,043	115,701	130,202
原材料	63,230	54,319	61,926	61,302	65,653
公有財産購入	16,909	9,324	3,792	9,839	9,591
備品購入	791	376	688	773	326
負担金補助及び交付金	59,843		5,169		
貸付	2,031	667	1,260	535	467
償還金	6,240	6,044	6,364	6,228	6,539
利息及び割引料	360,000	1,400,000			
公課					
港湾総務費	1,284,189	2,191,984	835,554	906,720	922,534
共済					2
旅需用	442	905	934	1,293	1,978
役務	159,468	157,768	175,717	168,755	168,409
委託	770	600	468	416	536
使用料及び賃借料	701,622	803,914	885,730	854,082	973,142
工事請負	4,184	9,815	37,077	37,199	36,448
原材料	71,747	91,820	91,630	46,259	144,068
公有財産購入	5,599	4,179	4,237	4,224	6,536
備品購入	3,463	2,853	8,911	557	776
負担金補助及び交付金	48,541	51,643	56,511	70,639	77,342
償還金					
利息及び割引料	3	22		1,932	5
港湾維持費	995,845	1,123,524	1,261,219	1,185,362	1,409,487
共済	4		8		
報償	432		777		
旅需用	3,362	2,298	2,118	1,224	684
役務	8,090	10,031	6,537	6,392	6,117
委託	14,004	11,590	10,172	8,917	9,306
使用料及び賃借料	1,235	1,102	2,198	2,160	2,791
工事請負	59,527	48,164	61,535	34,213	28,878
原材料	984	945	1,760	1,482	1,555
備品購入	268	224	100	175	39
負担金補助及び交付金	36,616	54,190	48,840	143,863	711,920
調査振興費	124,527	128,549	134,050	198,430	761,295
港湾整備事業基金積立金	1,382,255	700,656	697,199	696,783	680,718
渡船費繰出金	748,000	789,000	821,000	752,900	823,500
港湾管理費	4,534,817	4,933,714	3,749,023	3,740,196	4,597,536

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
報酬等	9,775	5,428	6,159	6,217	6,410
職員手当	435,935	434,725	425,649	423,811	425,724
共済	365,152	371,657	359,983	359,446	346,140
賃借	138,716	139,306	135,650	136,249	141,459
報償	28,117	27,361	26,455	26,062	24,237
旅需用	3,438	3,219	2,778	1,687	1,620
需役	30,500	18,150	14,478	16,179	14,093
委用	53,163	42,936	32,618	28,048	25,474
委託	2,648	2,982	3,083	3,650	2,843
使用材料及賃借料	676,637	990,810	726,410	683,769	792,285
工賃	35,179	35,422	30,226	33,940	28,885
事請負	4,293,958	4,780,328	6,125,149	7,976,957	8,771,565
原材				358	1,874
公有財産購入	422,156	1,066,353	179,999	321,072	23,703
備品購入	5,659	4,358	4,020	2,516	2,752
負担金補助及び交付金	2,900,035	2,445,113	2,503,312	3,527,562	3,764,553
補償補填及び賠償	1,803,928	407,156	819,324	1,842,748	733,300
償還金利息及び割引料					128
港灣改修費	11,205,004	10,775,440	11,395,301	15,390,278	15,106,926
給職員手当	16,073	14,017	14,128	17,142	10,867
共済	13,457	12,851	11,737	13,924	8,403
賃借	5,299	4,797	4,241	5,514	3,808
旅需用	848	1,283	1,185	1,205	1,122
需役	1,138	1,134	1,067	608	218
委用	4,451	2,827	3,347	2,584	1,313
委託	31,260	30,066	7,213	17,902	14,490
使用材料及賃借料	3,024	3,272	2,491	2,589	1,512
工賃	577,025	345,565	378,312	634,925	341,920
備品購入	15	27		11	
負担金補助及び交付金	10,118	3,094	3,097	10,250	3,004
海岸事業費	662,715	418,938	426,821	706,659	386,660
港灣建設費	11,867,720	11,194,379	11,822,123	16,096,938	15,493,586
旅需用					21
委託					4
工賃					22,449
事請負					25,282
災害復旧費					47,758
歳出合計	16,402,537	16,128,094	15,571,146	19,837,134	20,138,881

繰越事業費歳入歳出

(一般会計)

(単位：千円 単位未満端数切り捨て)

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
港湾改修費負担金					209,276
分担金及び負担金					209,276
港湾改修費補助金	45,595		310,000	20,841	960,538
海岸事業費補助金					7,400
国庫支出金	45,595		310,000	20,841	967,938
港湾改修債	109,000		713,000		2,474,000
海岸事業債					62,000
市債	109,000		713,000		2,536,000
歳入合計	154,595		1,023,000	20,841	3,713,214
旅費	154				
需用費	514				
委託料			30,010		28,680
使用料及び賃借料	49				
工事請負費	181,661		1,114,808		3,195,976
公有財産購入費	110,937				
負担金補助及び交付金					513,000
補償補填及び賠償金	210,515		35,181	163,726	249,889
港湾改修費	503,832		1,180,000	163,726	3,987,545
工事請負費					69,400
海岸事業費					69,400
港湾建設費	503,832		1,180,000	163,726	4,056,945
歳出合計	503,832		1,180,000	163,726	4,056,945

(資料 5)

港湾整備事業特別会計歳入歳出決算額の年次推移表

(単位：千円 単位未満端数切り捨て)

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
漁業補償費負担金	35,241	344,298	4,015,188	2,655,993	1,195,606
関連事業費負担金(臨海土地整備事業費負担金)	979,539	998,680	731,219	432,408	293,903
関連事業費負担金(機能施設整備事業費負担金)	700,418	269,546	164,912	19,867	19,199
分担金及び負担金	1,715,198	1,612,524	4,911,321	3,108,270	1,508,709
上屋使用料	163,579	164,417	189,968	193,287	208,492
荷さばき地使用料	39,179	38,548	39,990	39,441	39,525
荷役機械等使用料	613,801	600,746	681,147	714,997	787,921
船舶使用料	31,287	23,167	19,622	15,999	16,500
野積場使用料	977,183	1,036,147	1,146,562	1,163,164	1,184,200
事務室使用料	55,861	55,863	59,944	60,907	62,155
電気設備使用料	40,979	45,843	39,515	36,971	9,874
旅客待合所使用料	120,746	132,538	139,230	146,461	214,625
港湾用地使用料	339,997	296,448	306,298	295,824	273,000
水面貯木場使用料	29,587	29,363	28,650	23,051	23,051
使用料及び手数料	2,412,203	2,423,085	2,650,932	2,690,107	2,819,347
土地貸付収入	829,824	1,283,833	1,300,572	976,337	992,721
建物等貸付収入	161	139	139	139	139
港湾整備事業基金利子収入	301,385	137,021	82,369	90,257	31,431
博多港開発(株)配当金	16,320	16,320	16,320	16,320	16,320
財産運用収入計	1,147,691	1,437,313	1,399,400	1,083,054	1,040,612
土地売払収入	3,797,027	10,764,930	14,032,012	1,252,824	1,905,242
物品売払収入	4,500				
土地建物売払収入(港湾施設整備事業等不動産売払収入)	4,953	679	679	548	288
財産売払収入計	3,806,481	10,765,609	14,032,692	1,253,372	1,905,530
財産収入	4,954,172	12,202,923	15,432,092	2,336,426	2,946,143
港湾整備事業基金受入金	5,057,628	6,875,529		2,226,492	1,562,472
繰入金	5,057,628	6,875,529		2,226,492	1,562,472
前年度繰越金	113,378	322,807	15,357	917,915	512,736
繰越金	113,378	322,807	15,357	917,915	512,736
税外収入延滞金	18			64	29
健康保険料収入	8,419	8,229	8,053	8,760	8,889
雇用保険料収入	73	64	64	62	46
公金運用利子	30,922	0	21,053	631	2,243
転業対策貸付金	247	132			
災害共済金					
港湾施設補償金					
自動車保険金					
船舶保険金					
違約金及び延納利息	8	209	38	10,225	36
その他の雑入	363,976	339,649	488,440	288,784	366,226
諸収入	403,665	348,285	517,650	308,529	377,471
臨海土地整備事業債	10,849,000	10,200,000	1,191,000	4,313,000	4,114,000
機能施設整備事業債	4,511,000	7,329,000	592,000	1,510,000	2,157,000
市債	15,360,000	17,529,000	1,783,000	5,823,000	6,271,000
歳入合計	30,016,246	41,314,155	25,310,355	17,410,741	15,997,879

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
給料	130,843	117,447	115,069	116,581	108,091
職員手当等	133,739	127,634	124,288	118,714	110,254
共済費	42,469	39,024	37,440	37,692	37,837
旅費	2,968	2,546	2,051	1,583	969
交際費	1,074	861	300	157	171
需用費	276,040	281,903	208,475	206,016	217,709
役務費	2,083	1,795	1,891	1,799	1,724
委託料	387,805	441,256	740,801	653,126	684,005
使用料及び賃借料	63	181	4,721	4,712	4,773
工事請負費	174,047	1,336,966	41,282	0	20,331
原材料費	10,613	149	1,097	816	5
備品購入費	1,114	1,793	28	203	177
負担金補助及び交付金	21,840	20,893	20,192	20,689	120,275
公課費	0	66	0	0	0
港湾整備事業基金積立金	301,385	137,021	4,560,264	90,257	31,431
総務管理費	1,486,093	2,509,547	5,857,910	1,252,357	1,337,762
給料	59,451	69,606	67,975	71,856	72,434
職員手当等	62,389	75,700	79,867	80,783	79,443
共済費	18,728	21,875	21,324	23,420	23,725
賃金	10,757	8,009	11,029	10,250	7,392
旅費	6,500	7,146	6,836	5,651	4,042
需用費	33,178	20,790	20,397	21,081	16,596
役務費	2,436	5,856	620	3,582	1,984
委託料	306,994	399,795	321,800	247,296	178,471
使用料及び賃借料	14,224	10,964	8,929	9,560	8,021
工事請負費	12,006,561	7,584,194	4,882,781	6,051,342	4,798,949
原材料費					
公有財産購入費					
備品購入費	1,109	439	656	341	101
負担金補助及び交付金	595,237	227,223	603,186	464,418	463,297
補償補填及び賠償金		3,259,000	540		
臨海土地整備事業費	13,117,569	11,690,603	6,025,947	6,989,585	5,654,461
報酬	41,816	42,018	45,618	39,668	44,686
給料	33,877	43,770	49,400	47,307	47,432
職員手当等	13,427	13,303	14,391	13,626	14,700
共済費	8,345	8,572	5,670	5,531	4,322
賃金					
報償費	6,810	6,566	5,053	2,060	954
旅費	38,087	28,425	22,842	22,603	18,516
需用費	3,452	130	56	67	998
役務費	82,332	65,383	66,910	78,969	44,782
委託料	12,510	7,468	7,054	7,993	6,840
使用料及び賃借料	5,122,735	7,517,652	1,098,536	1,578,825	2,104,601
工事請負費	3,719,298				
公有財産購入費	776	497	176	481	
備品購入費	790,130	175,161	678,856	772,426	241,009
負担金補助及び交付金	968,754		714,586	537,896	277,614
補償補填及び賠償金					
機能施設整備事業費	10,842,355	7,908,952	2,709,156	3,107,459	2,806,460

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
公債費元金繰出金	1,187,060	15,743,161	6,449,843	2,287,246	2,764,940
公債費利子繰出金	2,999,295	3,404,270	3,348,673	3,249,573	3,199,574
公債諸費繰出金	59,933	42,261	907	11,782	36,132
公債費	4,246,289	19,189,693	9,799,425	5,548,603	6,000,647
下水道事業受益者負担金	1,130				
諸支出金	1,130				
予備費					
歳出合計	29,693,438	41,298,797	24,392,439	16,898,005	15,799,331
次年度繰越金	322,807	15,357	917,915	512,736	198,548
歳出・次年度繰越金合計	30,016,246	41,314,155	25,310,355	17,410,741	15,997,879

総務管理費明細

(単位：千円 単位未満端数切り捨て)

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
給料	75,928	69,307	69,559	71,664	66,138
職員手当	63,405	67,795	65,696	63,437	58,200
共済費	24,249	22,645	22,098	22,482	22,085
賃金					
旅費	993	892	600	336	315
交際費	1,074	861	300	157	171
需用費	1,581	1,436	982	630	704
役務費	1,666	1,574	1,648	1,602	1,484
委託料	12,220	48,161	13,258	4,644	13,899
使用料及び賃借料					
工事請負費			22,785		
原材料費	148	124		66	5
公有財産購入費					
備品購入費	844	3	25		9
負担金補助及び交付金	21,840	20,893	20,192	20,689	120,275
償還金及び賠償金					
公課費		66			
一般管理費	203,953	233,763	217,148	185,713	283,288
給料	54,915	48,140	45,510	44,917	41,953
職員手当	70,334	59,839	58,592	55,277	52,054
共済費	18,220	16,379	15,342	15,210	15,752
賃金					
旅費	1,975	1,654	1,451	1,247	654
需用費	274,459	280,467	207,493	205,386	217,005
役務費	417	221	243	197	240
委託料	375,585	393,095	727,543	648,482	670,106
使用料及び賃借料	63	181	4,721	4,712	4,773
工事請負費	174,047	1,336,966	18,497		20,331
原材料費	10,465	25	1,097	750	
公有財産購入費					
備品購入費	270	1,790	3	203	168
負担金補助及び交付金		0	0	0	0
償還金及び割引料					
維持費	980,754	2,138,763	1,080,498	976,386	1,023,042
港湾整備事業基金積立金	301,385	137,021	4,560,264	90,257	31,431
総務管理費	1,486,093	2,509,547	5,857,910	1,252,357	1,337,762

繰越事業費歳入歳出

(特別会計)

(単位：千円)

科目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
前年度繰越金				86,697	193,559
繰越金				86,697	193,559
歳入合計				86,697	193,559
補償補填及び賠償金				86,696	193,559
機能施設整備事業費				86,696	193,559
歳出合計				86,696	193,559

第3 . 外部監査の結果

1 . 港湾計画の達成状況について

(1) 概要

博多港は昭和26年に重要港湾に指定(平成2年には特定重要港湾に昇格)されていることから、港湾法第3条の3により「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」を定めなければならないとされている。

(2) 実施した監査手続

港湾整備が港湾計画に則って実施されているかを検討するため「港湾計画」を入手し、現在の整備状況について関係者からヒアリングを行うとともに、資料を入手し検討した。

(3) 監査の結果

香椎地区(アイランドシティ、香椎パークポート)の港湾整備事業に関する港湾計画について

入手した資料によれば、昭和35年の港湾計画において、既に香椎、和白地区の埋立計画が示されており、昭和47年の港湾計画(別紙1)では、香椎地域に海上流通ターミナル構想が示されている。その後、昭和53年の港湾計画(別紙2)では、和白、香椎地区を一帯としての埋立計画が示されている。

平成元年の最新計画(別紙3)によれば、香椎パークポート地区の埋立は、変更されていないが、環境面での評価の結果、和白、香椎地区は現在のアイランド方式に変更されている。

港湾計画そのものは、港湾法により、地方港湾審議会、国の審議会の意見を聞いて、国土交通大臣(旧運輸大臣、以下同じ)が適・不適を判断するものとされており、その意味では、関係者の意見を集約したものであると認められる。

また、これらの港湾計画については、港湾法第3条の3第9項により、国土交通省令(旧運輸省令、以下同じ)で定める規定による公示を行うことになっており、住民に対する開示、意見の集約は、そのような手続を経て行われるものであると解される。

平成元年の港湾計画書 港湾計画の方針によれば、香椎地区及び香椎パークポート地区は、

- イ) コンテナ化等輸送革新の進展に対処しつつ、背後地域の流通拠点港湾としての機能の充実を図るため、香椎地区等に高度な物流空間を形成する。
- ロ) 国際化・情報化の進展や産業の高度化・高質化に対応し、香椎地区等において、人・物・情報の行き交う交流拠点の形成を図る。
- ハ) 港湾と背後地との円滑な交通を確保するとともに、ふ頭間の連絡強化を図るため、広域的な幹線交通網との連携に配慮しつつ、臨港交通体系の充実を図る。

る。

- 二) 市民の余暇活動の多様化や水辺に対する意識の高まりに対応するため、香椎地区及び小戸地区において、周辺の自然環境等にも配慮しつつ、親水機能、海洋レクリエーション機能等を備えたアメニティ空間を創出する。
- ホ) 物流、産業、生活にかかわる諸機能が調和よく導入された効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域 1,300ha と水域 7,300ha からなる港湾空間を以下のように利用する。
 - a) 香椎地区西側は外内貿コンテナを中心とした物流関連ゾーンとし、東側は都市機能ゾーン及び交流拠点ゾーンとする。また、埋立地の周囲は、緑地・レクリエーションゾーンとする。
 - b) 香椎パークポート地区は、物流関連ゾーン及び緑地・レクリエーションゾーンとする。

とされている。

また、平成元年の港湾計画書 港湾の環境の整備及び保全 2 . 廃棄物処理計画によれば、「浚渫土砂等 2,600 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、香椎地区の 401ha の用地造成において廃棄物の処理を計画する」とされている。これは、東航路を 4 万トン級の船が航行可能の水深 12m から 14m、幅 400m の航路にするための浚渫土砂を湾内の埋立により処分するという趣旨である。浚渫土砂の公海上への投棄は一般的に規制されているところから、湾内の浚渫土砂は湾内の埋立に利用せざるを得ないことから、土量バランスにより上記のような計画になっているとのことである。

これらの状況から、香椎地区の埋立事業は、港湾法の規定に則り計画されているものと認められた。

博多港における現在の取扱貨物量及び港湾利用者の状況と港湾計画の目標年次における港湾の能力の比較

表 1 - 1

(単位 千トン、千人)

項 目		港湾計画の 目標年次能力 注) 1	平成 11 年 港湾実績 注) 2	港湾実績 / 目標年次能力
取扱貨物量	外 貿	9,900	11,204	113%
	内 貿	20,600	24,634	119%
	計	30,500	35,838	116%
港湾利用者	旅客施設利用者	2,800	1,816	65%

注) 1 平成元年港湾計画に記載された目標年次(平成 12 年)の港湾能力

注) 2 港湾局資料より

上記のように、取扱貨物量は整備目標をはるかに超えた実績数値となっている。
これは最近特に、国際海上コンテナの取扱貨物量が次のとおり著しく増加していることによるものと思われる。

一方、旅客施設利用者は 65%にとどまっている。

博多港の現在の施設状況と港湾計画（平成元年）の目標としたものとの比較

表 1 - 2 地区別港湾施設等の概要

（平成 12 年 10 月現在）

区分 地区	けい留施設									面積	ガントリー クレーン (基)	スタッド キャリア (基)	a コンテナミル b 荷捌き場 c 野積場 (m ²)
	-13m ベース	-12m ベース	-11m ベース	-10m ベース	7.5 m ベース	-6.5 m ベース	-5.5 m ベース	-5.5 未測 ベース	計 ベース				
須崎ふ頭			2		3		13 (2)		18 (2)	約 79ha	-	-	a 0 b 15,180 c 15,010
博多ふ頭					1		1		2	約 11ha	-	-	a 0 b 0 c 1,966
中央ふ頭				3	4	1	4		12	約 45ha	-	-	a 0 b 4,623 c 49,341
東浜ふ頭					5 (1)		5 (2)	3	13 (3)	約 79ha	-	-	a 0 b 0 c 100,662
箱崎ふ頭		3		3	9				15	約 247ha	2	9	a 75,880 b 4,082 c 289,705
香椎パーク ポート	2		1		6				9	約 135ha	4	18	a 223,195 b 0 c 179,364
荒津地区							(10)	(1)	(11)	約 33ha	-	-	-
その他							(2)	(4)	(6)				
合計	2	3	3	6	28 (1)	1 (2)	23 (14)	3 (5)	69 (22)				

注) 1. けい留施設の()は、専用施設で外数。

2. 面積は、臨港地区等の面積。

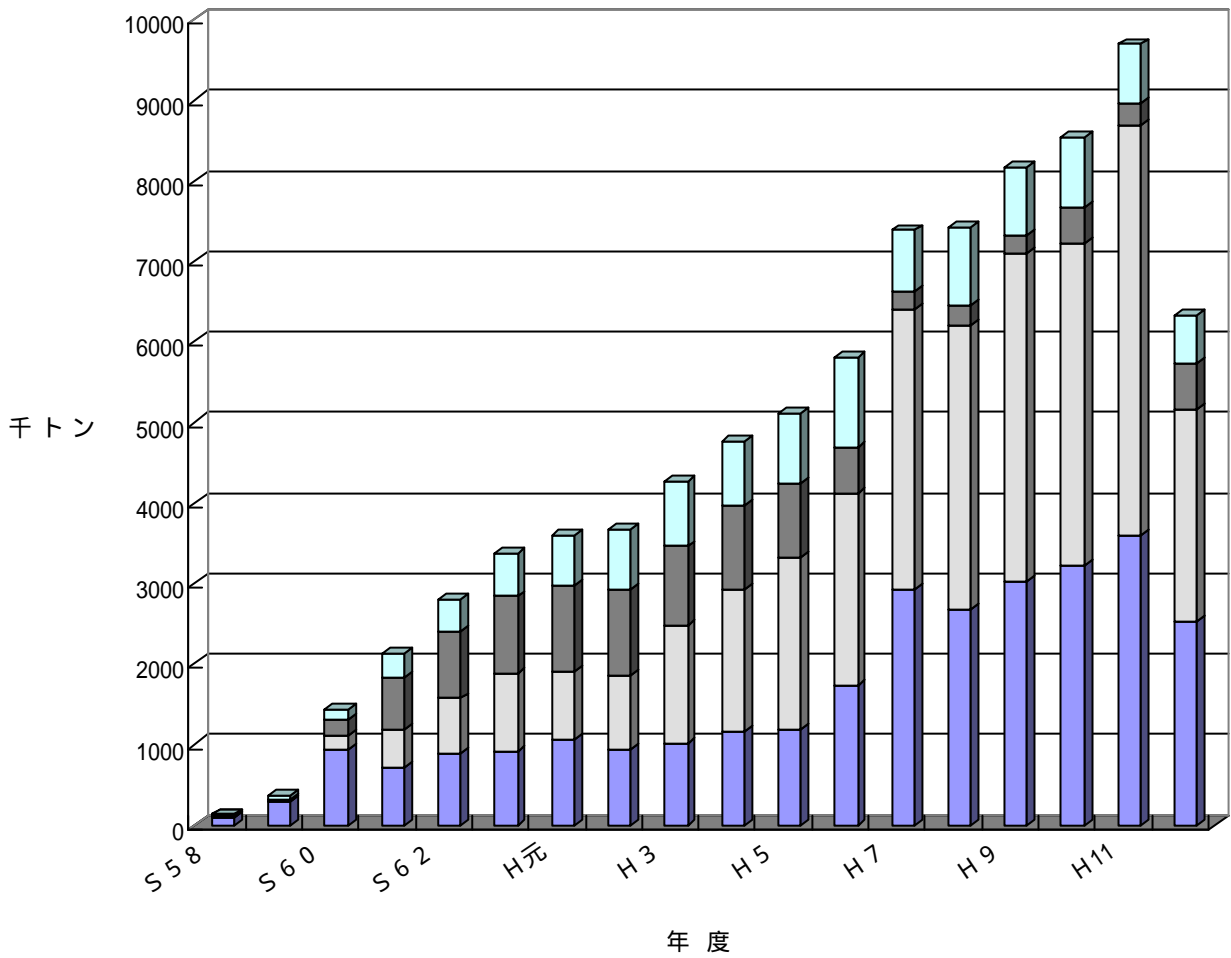
コンテナターミナルで現在供用されているのは、箱崎ふ頭が1バース、香椎パークポートが2バースである。香椎地区（アイランドシティ）は、目標年次では次のとおり整備されることになっているが、現在整備中である。

水深	14m	岸壁	1バース	コンテナバース
"	13m	"	2 "	コンテナバース
"	11m	"	1 "	
"	7.5m	"	4 "	

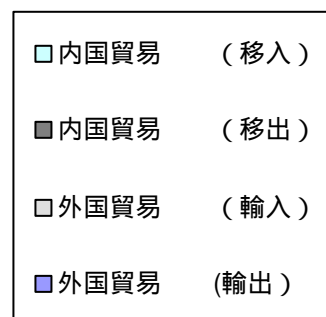
表 1 - 3 でコンテナ貨物量の増加状況を見る限り、現在の箱崎ふ頭、香椎パークポートのコンテナターミナルはかなり窮屈であることが推察され、その点から、平成元年港湾計画の早期達成が求められているものとする。

また、平成元年の港湾計画は、既に目標年次に到達しており、次なる港湾計画が模索される時期となっている。

表1-3 国際海上コンテナ貨物量の推移



() 平成元年度に策定した目標数値



2. 予算の補正、流用その他の状況について

(1) 概要

地方自治法第232条の3によれば「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされている。

したがって、予算外の支出又は予算超過の支出の必要が生じた場合は、予備費を充てるか、追加予算などの措置を講ずることとなる。なお、目または節の金額に不足を生じたときには予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、同一項内において余剰を生ずると認められる他の目または節の予算中より流用して、支出することができる。(地方自治法第220条第2項但書)とされている。

(2) 実施した監査手続

港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の決算概要は第2に記載したとおりであるが、予算に照らし、適切に執行されているか検討するため、次のような手続を行った。

平成7年度から平成11年度までの一般会計(港湾総務費及び港湾維持費)並びに港湾整備事業特別会計に係る歳出決算調書を読覧し、予算補正額、流用額、不用額の科目別推移表を作成した。作成した推移表を基に、補正額、流用額、不用額が比較的多額に生じている科目について、その理由及び当初予算の積算根拠等についてヒアリングを実施した。また、予算流用手続の合规性を検討するため、平成11年度の一般会計(港湾総務費及び港湾維持費)並びに港湾整備事業特別会計に係る予算流用全件について、歳出決算調書と予算流用伺書(兼流用通知)を突合した。

(3) 監査の結果

歳出決算調書に記載されている予算流用は、すべて予算流用伺書が作成され、流用額と予算流用伺書の金額は整合しており、また、予算流用伺書は、正当な承認手続がなされているものと認められた。

港湾整備事業特別会計における流用額・不用額の傾向分析

予算の流用または不用額の主なものは、下記の表 2-1に記載のとおりであり、比較的多額の流用額または不用額は、特定の科目に集中する傾向が認められた。また、特定の科目で流用減が行われていない年度においては、不用額が比較的多額となる傾向が認められた。一億円の不用額が生じているのは、執行額の大きい「工事請負費」を除き平成10年度の「臨海土地整備事業」の「負担金補助金及び交付金」程度であり、特に問題とする程ではないと考えられる。

表2 - 1 主な歳出科目別の流用額・不用額の推移

(単位：千円)

科 目	区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
[一般会計]						
(港湾総務費)						
給 料	流用額	7,500	350	819	1,114	6,000
	不用額	658	0	0	147	3,427
職員手当等	流用額	8,817	491		1,912	8,720
	不用額	37	3	1,136	417	456
共 済 費	流用額	1,317	141	819	798	2,720
	不用額	2,377	1,583	623	0	1,810
需 用 費	流用額		1,313		1,051	1,394
	不用額	2,565	2,310	7,480	4,020	3,688
委 託 料	流用額		2,400		1,051	7,062
	不用額	257	2,757	1,965	356	2,728
使用料及び 賃 借 料	流用額		709		1,105	7,062
	不用額	1,196	287	459	1,626	385
(港湾維持費)						
需 用 費	流用額	19,498	23		1,933	2,777
	不用額	3,617	22,589	1,319	6,770	10,110
委 託 料	流用額	19,085		11,227	1,907	1,288
	不用額	10,814	10,667	4,146	4,407	2,585

(注) 流用額の金額頭部の 印は、流用減額を示す。

千円未満の金額については「0」で表示している。

(単位：千円)

科 目	区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
[港湾整備事業特別会計]						
(総務・維持費)						
需 用 費	流用額	6,500				3,578
	不用額	5,377	13,017	11,830	24,105	21,493
委 託 料	流用額	6,500				3,630
	不用額	33,354	11,599	37,261	630	444
(臨海土地整備事業費)						
需 用 費	流用額	4,293				
	不用額	5,845	10,167	2,955	4,027	2,214
役 務 費	流用額	2,137	3,119			
	不用額	51	367	4,984	2,577	461
委 託 料	流用額	6,194	3,119	541	300	27,000
	不用額	6,825	27,316	50,367	45,642	10,675
工事請負費	流用額		3,477			27,000
	不用額	27,194	107,883	65,093	52,773	23,572
負担金補助 及び交付金	流用額		3,477		300	
	不用額	9,221	227	19,110	140,604	27,095
(機能施設整事業費)						
旅 費	流用額					389
	不用額	3,803	2,897	1,410	3,201	2,729
需 用 費	流用額		51			
	不用額	5,450	4,787	3,204	3,288	5,606
委 託 料	流用額	13,000				14,889
	不用額	10,331	6,268	4,924	6,243	2,896
工事請負費	流用額	64,396	23,768			3,855
	不用額	14,866	94,408	33,366	59,255	36,356
負担金補助 及び交付金	流用額		23,819	29,480		10,593
	不用額	31,284	16	5,697	10,195	7,761
補償填補及び賠償金	流用額	54,396		29,480		1,652
	不用額	5,129		0	14,169	0

(注) 流用額の金額頭部の 印は、流用減額を示す。

3. 臨海土地整備事業費のうち工事請負費について

(1) 概要

工事請負費の年次別推移は次のとおりである。

表3 - 1

(単位：千円)

項目 年度	臨海土地整備 事業費()	のうち工事 請負費()	工事請負費 / 事業費	のうち アイランドシティ分	のうち香椎 パークポート分
平成7年度	13,117,569	12,006,561	91.5%	6,276,820 (52.3%)	5,247,735 (43.7%)
" 8年度	11,690,603	7,584,194	64.9%	3,005,169 (39.6%)	4,487,262 (59.2%)
" 9年度	6,025,947	4,882,781	81.0%	1,811,492 (37.1%)	3,012,277 (61.7%)
" 10年度	6,989,585	6,051,342	86.6%	4,479,396 (74.0%)	1,562,443 (25.8%)
" 11年度	5,654,461	4,798,949	84.9%	4,119,103 (85.8%)	670,364 (14.0%)

平成7年度以降、臨海土地整備事業費の大半がアイランドシティ及び香椎パークポートの工事請負費となっている。

(2) 実施した監査手続と監査の結果

工事請負費の内容を検討するため、工事契約締結状況について調査を行った。

港湾関係の工事にかかる入札・契約手続について

福岡市港湾関係の平成11年度の入札・契約については、契約金額の区分に応じ次のとおり実施されている。(財契981号 平成10年3月19日付け)

- 建設工事 原則として24億3000万円以上 ... 一般競争入札
- " 原則として3億円以上24億3000万円未満... 公募型指名競争入札
- " 原則として250万円超3億円未満 ... 指名競争入札
- " 原則として250万円以下 ... 随意契約

(港湾局で契約の場合30万円以下)

このほか特命随意契約のものがあるが、これについては国の指定業者として工事を施工中であって、その一連の工事であることから特命随意契約になっているものである。

平成11年度の工事台帳によれば、当該区分によって契約されており、台帳記録

1～5について支出負担行為伺書、入札伺、入札書、請負契約書、支出負担行為決定書、竣工写真、完了届、検査報告書、受渡書、前払金請求書、保証書を閲覧したが、特に問題とする事項は認められなかった。

No. 9～No. 11の特命随意契約分について、特命随意契約とする根拠資料と突合したところ、問題とする事項は認められなかった。

指名及び入札について

自治体における工事の発注は、上記のとおり、主として入札で行われるが、その具体的事務手続について調査を行った。

イ) 一般競争入札とは、上記区分の契約において必要な資格を持つものが、資格審査を経て、指名の手続を経ずに入札に参加するものであり、公募型とは、必要な資格を持つものが指名審査委員会の審査を経て、指名により入札を行うものである。

ロ) 指名競争入札の手続について

指名競争入札とは、あらかじめ「競争入札有資格者名簿に登録された者のうち、当該工事の種別及び予定金額に対応する有資格者」の中から、当該工事の入札に参加するものとして、福岡市の指名したものが競争入札を行うものである。指名業者には、工事の種別及び予定金額毎のランクがあり、そのランク内の業者から定められた数の業者が選定されることになっている。

そのランクは、経営事項審査（経営規模、経営状況、技術力、社会性等が点数により評価されたもの）に、主観的数値（監督員及び検査員の評価、指名停止の有無、地場業者としての実績）が加味されて決定されている。

指名は、「福岡市指名基準」「福岡市指名基準の運用基準」によって行われ、入札が実施される。

ハ) 指名業者のランクについて

予定金額のランク毎に施工できる業者が決められるため、ランクの決定は、公正・透明に行われる必要があると思われるが、現在、経営事項審査の点数のみが公開され、その他については非公開とされている。主観点数値の算定要領は内部的に決裁されており、その点数の決定も内部で決裁されているとのことであったが、非公開とのことであった。

ランク決定過程の情報公開は、業者の技術力、経営力の改善目標を明確化することにもつながることから、今後の課題になるものと考えられる。

予定価格と落札率について

落札価格は予定価格を上限とするため、その決定は慎重を期するが、福岡市契約事務

規則第 15 条によれば、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定める」ものとされている。

落札率はアイランドシティ工事の場合、平成 10 年度契約分では 98.5%、平成 11 年度は 96.9%となっている。どの工事についても落札率に大きなずれはなく、ほぼ平均値に近似している状況が認められた。

なお、上記抽出した 5 件の工事について、予定価格を決定した書類と予定価格とを照合した結果、誤りはなかった。

(3) 意見

完全競争による入札を実施するため、予定価格の事前公表を始め、福岡市においても種々の努力がされているところではあるが、入札方法の改善、指名業者数の増加、指名業者選定方法の透明度向上、談合発覚時の損害賠償制度の導入等により、さらに公正な競争による入札が実施される体制作りが求められていると考える。

4. 博多港開港 100 周年記念事業にかかる歳入及び歳出について

(1) 概要

博多港開港 100 周年記念事業は、予算規模 7 億円の大型プロジェクトであり、博多港開港 100 周年委員会を結成して実施された。記念事業は、平成 11 年度の一年間をとおして、記念式典、港まつり等の各種イベントの開催、パンフレット、記念史の製作、頒布などが執り行われた。当委員会は関係行事の結了とともに平成 12 年 3 月の精算手続をもって解散した。

表 4 - 1 平成 11 年度一般会計の決算に含まれる記念事業に関する状況

科目(款)	科目(節)	金額(百万円)
歳入：分担金及び 負担金	港湾整備事業特別会計	100
	博多港開港 100 周年記念事業負担金	
歳入：寄付金	博多港開港 100 周年記念事業寄付金	142
	歳入計	242

科目(款)	科目(節)	金額(百万円)
歳出：港湾費	博多港開港 100 周年委員会負担金	664
	歳出計	664

：これとは別に平成 10 年度において 21 百万円の寄付金を計上している。

(2) 実施した監査手続

当該委員会における収支決算書及び関係資料にもとづいて、取引内容の正当性、取引記録間の整合性、精算の合规性を検証した。

委員会の事業に関する取引について記録間の整合性を確かめるため、次の手続を実施している。「博多港開港 100 周年委員会平成 11 年度収支決算書」について、「平成 11 年度港湾局一般会計の歳入歳出決算調書」、証憑綴りに目次として綴られている「収支明細」と突合した。

収入取引に関しては次の手続を実施した。一般企業等からの寄付金の収納取引について、寄付額の多額な相手先を抽出し、委員会事務局が作成した「寄付金集計一覧表」と「収納済通知書」とについて突合し検証した。また、港湾局からの寄付金の承認手続等の正当性を確かめるため「収支明細」と「負担金交付決定通知書」と突合した。その他預金利息等の収入について普通預金通帳等の証憑と突合した。

次に、支出取引に関して「収支明細」を調査しつつ、金額の大きな取引について関係証憑と突合した。突合対象となった関係証憑は、契約書、取引相手が発行した「請求書」、委員会において起票された「支出伝票」等である。

(3) 監査の結果

これら結果、突合の対象となったものはすべて合致した。またその他、関係書類上で検出される問題となる事項は特に認められなかった。

5. 中央ふ頭再開発に伴う移転補償について

(1) 移転補償金支払の概要

中央ふ頭は、博多港の中でも最も古いふ頭であり、多くの低層の倉庫や港湾関連業者事務所が建ち並んでいたが、それら既存の物流機能を再編・高度化するとともに、博多船溜の埋立を行うなど、コンベンション機能、ターミナル機能の整備・充実が図られている。

このような再開発計画の一環として、中央ふ頭で倉庫業等を営む事業者に対して、移転交渉が行われ、移転が決定した場合には補償金が支払われている。

(2) 実施した監査手続

平成 11 年度において一般会計『港湾建設費』及び港湾特別会計『機能施設設備費事業費』に中央ふ頭再開発事業に伴う補償補填及び賠償金が、それぞれ 733 百万円、277 百万円計上されている。このうち、A 倉庫に対する補償金 252 百万円（総額 842 百万円のうちの残金）について、補償契約書、補償金額算定資料等を閲覧し、補償金の算定及び支払が

所定の手続に準拠して実施されているかどうかの検証を行った。

(3) 監査の結果

移転補償金額は福岡市の定めた『補償算定要領』に従って適正に算定されており、かつ適正に支払われているものと認められた。

6. 施設使用料の収受について

(1) 概要

港湾施設には岸壁、野積場、荷役機械、上屋等がある。港湾施設は利用した場合、博多港施設管理条例、同施行規則にもとづいて使用料を徴収している。

表6-1 使用料収入 平成11年度決算額の概要表

会計	目節等	歳入額(百万円)
一般会計	港湾施設使用料	768
	うち岸壁使用料	660
港湾整備事業特別会計	施設使用料	2,819
	荷役機械等使用料	787
	うちガントリークレーン	569

これら施設の使用料の請求管理については、港湾局の港湾情報システムに拠っている。港湾情報システムで集計した平成11年度の施設使用料と歳入簿とを照合したところ、両者は一致した。

ここで、使用料収入のうち金額の大きい二種類の施設に関し、港湾情報システムをもとに一連の収納手続の妥当性を検証した。

平成11年3月計上の取引(実際には2月の利用分)について対象とし、そのうちひとつは使用料収入のうち岸壁使用料(一般会計・「港湾施設使用料」目に計上)取引であり、いまひとつは荷役機械等使用料のうちガントリークレーン使用料(港湾整備事業特別会計・「施設使用料」目に計上)を検証した。

(2) 岸壁使用料

概要

岸壁使用に際しては、事前に港湾局に申請することが必要である。従前は、利用希望者は申請書を提出することが必要であったが、平成11年11月より港湾情報システムが導入され、直接コンピュータ端末で申し込めるようになった。

使用岸壁と使用時間の割当は、前日の午後2時までにパース会議で決定され、利用希望者に連絡される。

ふ頭の管理は、博多港ふ頭㈱に委託している。なお、当社は福岡市が出資し議決権の過半数を有する第三セクターの会社である。

当社は管理業務の一環として、実際の係留時間等の一定事項を局に報告する。港湾局港営課では、実際の利用時間を集計して岸壁使用料の請求を行っている。

実施した監査手続と監査の結果

香椎パークポート3月度の岸壁使用料（後納分）について、所定の手続に従って収納されているかどうか調査した。

調査の結果、岸壁使用料は条例、同施行規則に従って適正に計算され、収納手続も適法であると判断した。

なお、岸壁使用料を含む施設使用料について、未入金リストを調べたところ、合理的な期間を超えて滞留しているものは見当たらなかった。

(3) ガントリークレーン使用料

概 要

ガントリークレーンは、コンテナを船から陸揚げする荷役機械である。港湾局はガントリークレーンを利用者に時間単位により有償で貸付を行っている。

ガントリークレーンの貸付については、港湾施設のひとつとして「博多港港湾施設管理条例」にもとづき港湾施設使用料を徴収している。平成11年度は港湾整備事業特別会計で計上される港湾施設使用料収入2,819百万円のうち569百万円がガントリー貸付に関するものである。ガントリークレーンの貸付業務に関して、利用申請の受付、使用記録のシステム入力を博多港ふ頭㈱に委託している。

実施した監査手続

平成12年2月における主要貸付先5社との取引について、取引の妥当性・帳簿間の整合性を検証した。まず取引の記録について検証するために、港湾局で保管されるシステムデータをもとにした「納入通知明細書」を入手し、使用時の原始記録である「ガントリークレーン業務日誌」「ガントリー点検記録簿」と突合した。次に調定関係書類との整合性を検証するために、「納入通知明細書」を「収納済通知書」「調定伺書明細」と突合した。

監査の結果

この結果、取引及びその記録について、博多港施設管理条例及び同施行規則に反するものはなく、また関連証憑間に不整合な点はなく特段、指摘する事項は認められなかった。

7. 土地貸付収入の收受手続について

(1) 概要

港湾局が取得、所管している土地は主として埋め立て事業によって造成した土地である。埋め立て・造成された土地の多くは、港湾施設、商業施設及び住宅等の建設用地として民間企業に分譲売却されるほか、港湾局以外の他部局に所管替え(有償・無償)されている。埋め立て後売却した残りの所管している土地は、平成11年3月現在の公有財産表にもとづけば総面積が2,972,311㎡あり、内訳は以下のとおりである。

市の保有する公有財産は財政局財政部公有財産課がすべて把握し公有財産表が作成されているが、この他、港湾局所管の土地については独自に港湾施設情報、土地台帳等の管理台帳が作成されている。局が所管する土地は地方自治法上、公有財産として行政財産と普通財産とに分類され(第238条第3項)、当局でもこれに従って管理している。

行政財産として管理している土地は、野積場や道路等の港湾機能を維持するために利用されており、一部は貸付けされている。

一方、局が管理している土地の中には特定の用途をもたずに、港湾機能維持目的以外に貸付けられたり、未利用のままとなっている土地がある。これらの土地は普通財産として管理されている。

表7-1 港湾局が所管している土地の要約
行政財産

施設名	所在地	土地面積(㎡)	割合(%)
道 路	東区箱崎ふ頭ほか	947,881	37.8
野 積 場	〃	482,471	19.2
荷 さ ば き 地	東区香椎浜ほか	304,081	12.1
護 岸 及 び 岸 壁	東区東浜ほか	180,445	7.2
上 屋	博多区沖浜町ほか	152,672	6.1
そ の 他		442,097	17.6
行 政 財 産 計		2,509,647	100.0

普通財産

施設名	所管部署及び所在地	土地面積 (m ²)	割合 (%)
貸付地	管理課 ・博多区沖浜町ほか	104,326	22.5
〃		66	0.0
貸付地計		104,392	22.6
管理埋立地	分譲企画課 ・東区香椎浜ほか	293,376	63.4
〃 ()	開発第一課 ・早良区区百道浜 3丁目ほか	32,829	7.1
〃	開発第一課 ・早良区百道1丁目	19,877	4.3
管理地	管理課 ・東区東浜ほか	5,424	1.2
〃	開発第一課 ・早良区百道ほか	151	0.0
その他		6,613	1.4
管理・管理埋立地計		358,270	77.4
普通財産計		462,664	100.0
合計		2,972,311	

公有財産表においては管理埋立地に区分されているが実態は貸付地である。

(2) 実施した監査手続

土地の貸付に関する契約、調定事務について、平成11年度の一般会計・港湾整備事業特別会計それぞれの土地貸付収入に含まれる取引の一部を抽出してその妥当性を検証した。実施対象は管理課、港営課及び開発第一課それぞれの貸付料の大きい貸付先を任意に抽出している。手続は法規性、整合性の観点から、関連書類の整備・管理状況の調査、調定一覧表、港湾施設(目的内)・目的外許可一覧表等の帳簿間及び、賃貸借契約書、専用利用許可書、収納済通知書等の関連証憑間の突合等の検証手続を実施した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、上記の貸付取引は「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」「福岡市公有財産規則」等の関係法規に準拠して事務の執行がなされ、貸付取引に関する契約書等の書面上・管理上の不備は認められなかった。また収納の方法にも問題はなく、全貸付先に滞留債権も存在しなかった。

8. 未処分土地の状況について

(1) 概要

港湾局が所管している普通財産の土地は、公有財産表上、貸付地、管理地、管理埋立地に区分されている。

公有財産表上の貸付地はふ頭地区のコンベンション施設等の用地として使用されている。

一方、管理地・管理埋立地は表8-1のとおりその実態から貸付地、未利用地に区分できる。貸付地は主として駐車場用地として賃貸されている。このように管理地・管理埋立地の中には有償・無償で貸付している箇所もあるが、いずれ処分可能な土地であり、ふ頭機能維持のため等の特定用途に使用され永年使用されるべき公有財産表上の、貸付地と性質を異にする。またここで、未利用地は現時点で特段の用途をもたないいわゆる空き地である。

未利用地は、特にふ頭機能をもたない住宅・商業エリアの地行・百道地区に多く見られる。これら用地が未利用となっているのは、公共施設等の用地として確保されているが当初計画が現状達成できないままとなっていることが主な原因である。

(2) 実施した監査手続

港湾局が所管する土地のうち、地行・百道地区、箱崎ふ頭・須崎ふ頭地区の未利用地について、現地の一部を実際に視察しつつ、土地の状況等に関して必要に応じ局担当者

にヒアリングを行った。

(3) 監査の結果

平成12年8月現在、管理埋立地のうち地行・百道地区の土地においては22筆、51,173㎡のうち15筆、17,343㎡が未利用地となっている(面積の小さいいわゆるはぎれ地を除く)。これらの未利用地の多くは、昭和61年に埋め立てられ、長期間にわたっていかなる用途にも使用されることがないままとなっている。

また、港湾局が所管している土地のなかで、地行・百道地区以外の主な未利用地として、箱崎・須崎ふ頭地区に2箇所があげられる。2箇所の合計でおよそ11,600㎡の面積(ただし、平成12年8月現在、うち200㎡は公共工事の資材置き場(有償)に使用している)となる。地行・百道地区以外の地区も含めるとほかにも未利用地があるが、面積の大きくない、いわゆるはぎれ地であるなどのため検討から除外している。なお、これらの未利用地は前述7.の表7-1上では管理地及び管理埋立地に含まれている。

これらは次の意見の項目で記載しているとおり、かなりの広さ・金額に達している。公共的な用途に使用見込があるか早急に検討する必要があると思われる。

表8-1 地行・百道地区及び主な箱崎・須崎ふ頭地区の土地の状況

(単位: ㎡)

	地行・百道 地 区	箱崎ふ頭 ・須崎ふ頭地区	合 計
貸 付 地	33,829.69		33,829.69
未 利 用 地	17,343.32	11,600	28,943.32
合 計	51,173.01	11,600	62,773.01

(4) 未処分土地の活用について(意見)

土地の有効利用の検討

土地の処分については昨今の需給バランスの関係等から短期間で行なうとすれば困難であろう。一方で土地を貸付けるということは比較的、実施可能と考えられ、貸付により有効利用を図るというのは一案としてあげられる。例えば、面積の小さいいわゆるハギレ地であっても時間貸駐車場用地として活用することが考えられる。特に地行・百道地区は駐車場に対する需要が、多少はあるはずである。

所管局としての課題

我々が視察したなかでは、すべての土地について貸付けることが可能であるとは判断できなかった。ただ、所管当局として、有効利用のために空き地が貸付可能か否か、またそれはどのような用途にどのような相手先にか等という点を、検討する機会を正式にもったことがなかったのではないか。

地方自治法や公有財産規則等の規定上、未処分の普通財産についての貸付相手先に関して制限はない。しかし現状、開発第一課所管である地行・百道地区の土地の貸付は、財団、県警などの公共機関に限られている。財政局長通知による市全体の「普通財産の処理方針」にもとでは、普通財産の処分に関して一定の分類を設け、優先的に公共機関等に処分できるか、競争入札で処分できるか、処分できないのならば貸付が適当か等の判断を行なうこととしている。

この通知による方針に従いながら有効な利用方法を明らかにすることが望まれる。貸付けるということは一案に過ぎないが資産の活用について検討することは、市民に対する行政サービスにもつながると考える。

貸付けた場合の機会費用

地行・百道地区の有償貸付可能土地は17,195㎡ある。この面積は上表の未利用地から一部を除いたもの16,195㎡に臨時で使用承認（無償）を行なっている1,000㎡を加えたものである。ここでこれらの土地の中には、処分が予定され、貸付を行えるにしても期間に一定の制限がなされているものがあるものの、平成12年8月現在、処分が決定されていないため貸付の対象として含めることができると判断している。

これら可能な土地をすべて貸付けたと仮定すれば年間約1億55百万円の収益が見こめる。

この機会費用額は、次のように、公有財産規則第32条に従い、面積に適正な価額（単価）と所定の割合を乗じて計算している。なお適正な価額には、当局の地行・百道地区の売却実績単価の平均値を採用し、所定の割合には普通財産貸付料の計算割合の住宅用・非営利利用の場合の4%、それ以外6%の平均値を採っている。

$$17,195\text{m}^2 \times @181\text{千円}/\text{m}^2 \times 5\% = 155,614\text{千円}$$

売却した場合の機会費用

次に、同未処分地の資金化により財政状態がいかに改善するかを検討してみる。近隣の実際取引をもとにした時価に基づけば、形式的に売却が可能である土地にかかる時価は地行・百道地区で約83億円、箱崎・須崎ふ頭地区で約23億円にものぼる。なお、単価は、前者については当局の地行・百道地区の売却実績単価を採用し、後者については近傍の路線価を調整した価格を参考にしている。

表 8 - 2 地行・百道地区の全件と箱崎・須崎ふ頭地区の主な未処分地の時価

上段：千円 (下段： m ²)	売却不能	売却可能	合計
貸付地	()	6,123,174 (33,829.69)	6,123,174 (33,829.69)
未利用地	993,129 (5,486.90)	4,398,812 (23,456.42)	5,391,941 (28,943.32)
合計	993,129 (5,486.90)	10,521,986 (57,286.11)	11,515,115 (62,773.01)

資金化した場合の利息の軽減について

港湾特別会計では事業費にかかる資金の多くを公債の発行によってまかなっている。一方で、事業費にかかる資金投入を港湾整備事業基金からの繰出しによれば利息の負担が軽減される（ただし基金運用益の減少により減殺される）。よって、港湾整備事業基金が埋立地の土地売却収入からの繰入で積み立てられている点から、土地の早期売却による資金化が特別会計の健全化につながる。

そこで、仮に上記の土地時価合計に平成12年度発行公債の利率2.26%を乗じる単利計算で見れば、即時売却によって単年度で約2.4億円を節約することができる。

これはアイランドシティ等の大規模プロジェクトが進行している中で現実に発生している費用であり、所有している土地を空き地として放置していることで、これだけの負担を強いているということを切に認識しなければならない。

港湾整備事業特別会計における一般会計の負担について（意見）

地行・百道地区にある面積の大きい未処分物件には中学校、アジア太平洋センター等の建設が予定されている用地がある。

これらは当初、建設が予定されていたが、現状、建設がなされないまま一部は駐車場等として活用されている。いずれの土地も売却が見送られているのは、所管部署の予算財政状況が思わしくないため予算措置が講じられない、あるいは都市発展の推移を見守っているため計画の遂行を保留しているものである。一方でこれらの計画自体は中止とはなっていないため、一応の用地の確保が求められている。

しかし、上記のごとく土地を資金化できないことによって、港湾整備事業特別会計（以下「特別会計」）の利息負担が現実に生じており、結果として、一般会計の負担を特別会計でまかなうことになっている。すなわち、一般会計と区別して港湾整備事業の財政状況を把握するために特別会計方式を採用していながら、特別会計に他会計の利息負担が

転嫁される問題が生じている。すなわち本来ならば、計画用地は計画当初で所管替え（有償、無償）することも考えられるが、現状は実施計画が明らかとなり、予算上も明確になってから行われてきており、実質的な利息転嫁が行われる結果となってしまっている。これでは計画未達成に伴う所管部署の責任の明確化、見直しの早期化を図る仕組みにはならない。

未利用地の有効、高度利用については、市全体として統一的な取り扱いが必要と考えられる。

9. 香椎パークポートにかかる土地売却収入について

(1) 概要

香椎パークポート等の管理埋立地は、供用開始当初、526,491.00 m²（公簿・平成7年11月登記）あったが、土地造成等の進捗状況を踏まえ平成8年度から売却が開始され、平成11年度末現在の造成中の土地を含め、184,983 m²となっている。

売却等により処分された土地の内訳は次のとおりである。所管換えが23筆、178,228 m²であり（道路等）、売却が22筆、163,280 m²である。香椎パークポートにかかる土地売却収入によった平成11年度までの財産売払収入に計上された額は累計で262億82百万円にのぼる（平成11年度は15億52百万円）。

ここでは、分譲された土地の売却取引について、取引の妥当性を検証した。

(2) 実施した監査手続

管理埋立地香椎パークポート地区の「土地台帳」を入手し、所在地の「本番・枝番」毎の物件を、平成11年度期末までに売却した土地の、売却に関連する意思決定文書、契約書及び登記簿と突合した。

(3) 監査の結果

売却案件すべてについて意思決定文書及び契約書が適法に作成され保管されていた。また、登記手続も適正になされていた。

10. ふるさと融資にかかる転貸資金について

(1) 概要

一般会計港湾総務費において、平成7年度に3億6千万円、平成8年度に14億円の貸付金が支出されている。

当該貸付金は、地域総合整備資金の貸付として、民間事業者に対して以下の条件で実行されたものである。

対象事業：博多港～直江津港（新潟県）航路カーフェリー建造事業

総事業費：89億8千3百万円

貸付総額：17億6千万円（総事業費の20%）

金利：無利息

担保：無担保

保証人：(株)日本長期信用銀行（現・新生銀行）札幌支店

回収条件：貸付実効後2年据置、以後6ヵ月毎25回均等返済

当該貸付金の財源は、全額市債の発行であり、発行条件は次のとおりである。

起債科目：港湾振興事業債

利率：平成7年度分...年3.1%

平成8年度分...年2.4%

償還条件：起債後2年据置、以後6ヵ月毎15回まで起債額の各25分の1を均等償還し、各第16回目の償還時に残額を一括償還。

（但し財政局としては、借替えし、平成23年度まで残額を分割して償還予定）

(2) 実施した監査手続

地域総合整備資金貸付制度の概要についてヒアリングを行うとともに、「福岡市地域総合整備資金貸付要綱」を閲覧し、制度の概要を把握した。また、合規性の観点から、当該貸付にかかる起案書、地域総合整備資金貸付候補プロジェクトシート、事業計画書、金銭消費貸借契約証書、保証書、公債台帳等の関連資料を突合し、これらの整合性を検討した。さらに、資金の貸付とその財源の対応関係を検討するとともに、貸付先の事業の現況や財務状態に関する資料の提出を求め、事業の合目的性及び債権の回収可能性について検討した。

(3) 監査の結果

貸付対象事業は、「福岡市地域総合整備資金貸付要綱」に定める要件を満たしており、かつ、資金貸付及び財源調達の手続に係る諸資料は適切に作成されているものと認めら

れ、問題となる事項はないものと判断した。

貸付金の回収と財源償還の対応関係について

概要に記載した貸付金の回収と借替をしない場合の財源（元金のみ）償還の対応関係を表にすると、下表のとおりであるが、借替が予定されているとのことであり、貸付実行後2年の据置はあるもののほぼ平行して回収償還がなされることになると思われる。

表 10 - 1 貸付金回収（予定）額と財源償還（予定）額の対応関係

（単位：千円）

年度	貸付金回収額	財源(元金)償還額	差額
平成 10 年度	14,400	28,800	14,400
平成 11 年度	84,800	140,800	56,000
平成 12 年度	140,800	140,800	
平成 13 年度	140,800	140,800	
平成 14 年度	140,800	140,800	
平成 15 年度	140,800	140,800	
平成 16 年度	140,800	140,800	
平成 17 年度	140,800	270,400	129,600
平成 18 年度	140,800	616,000	475,200
平成 19 年度	140,800		140,800
平成 20 年度	140,800		140,800
平成 21 年度	140,800		140,800
平成 22 年度	140,800		140,800
平成 23 年度	112,000		112,000
合計	1,760,000	1,760,000	

当初事業計画の達成状況及び回収可能性について

市に対する貸付金の回収は現在のところ順調に行われているものの、事業開始より日が浅く、旅客の利用者が少ないこともあり、採算ベースにのるまでにはまだ時間を要するものと思われる。

しかしながら回収については、新生銀行の保証付であることから、直接的に市が回収責任を負うものではないにしても、市がこの航路を誘致した経緯から考えると、全くリスクがないとは言えない。ふるさと融資の所期の目的達成を注意深く見守るとともに、貸付先

の経営状況についてもよく把握していく必要があると考える。

11. 博多港国際ターミナル運営にかかる損益並びに収支の状況について

(1) 概要

博多港国際ターミナルは、平成5年4月博多港の国際航路の玄関口として開業し、現在に至っている。

平成11年度においては、国際ターミナル利用乗降客者数は約27万人（当初の2.7倍）であり、2002年ワールドカップの開催に併せさらに乗客数の伸びが期待されている（平成12年度約40万人）。また、韓国だけでなく他の国際航路における利用者也増加している。

また、博多港国際ターミナルは、国際航路の入出国ターミナル機能のほか、港湾関連企業へのビル賃貸・コンベンションホールとしての機能も有しており、博多港の国際的総合施設として機能している。

しかし、まだその能力に対し100%の稼働はなく、完全な独立採算での運営が困難な面も生じている。

(2) 実施した監査手続

博多港国際ターミナルにおける収支の実態を把握するため、私どもは次の手続を実施した。

閲覧及び入手した資料

平成6年度から平成11年度までの博多港国際ターミナルの収支実績資料

当初建設支出額の総額が確認できる資料

平成11年度における賃貸先の明細

博多港国際ターミナルに係る外注管理費等の明細資料

使用料単価に係る条例等

使用料決定の際の福岡市条例及び算定基礎資料

実施した監査手続

博多港国際ターミナルの過去6年間の収益及び運営経費の明細を入手し、これに公債利息・減価償却費を加味した損益・収支の計算書を作成・検討した。

また、賃貸収益部分に係る原価を概算で計算し、収益とコストの対応関係を分析検討した。

使用料単価決定のプロセスについて、質問・書類閲覧等により妥当性を確かめた。

使用料については、その合規性を確かめるため、市条例及び算定基礎資料を閲覧・検討した。

(3) 監査の結果

博多港国際ターミナル全体の損益及び収支の状況

単純な毎期の収支に加え、減価償却費・公債利息を加味したここ6年間の収支・損益推移は次のとおりである。

表 11 - 1

(単位：千円)

項 目	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度
使用料等収益	103,330	115,575	128,380	135,131	141,898	210,405
事業運営経費	182,597	171,087	177,993	182,218	175,986	188,015
当初公債利息	323,794	323,136	318,340	305,147	291,340	276,890
償却前当期損益	403,061	378,648	367,953	352,234	325,428	254,500
減価償却費	241,320	241,320	241,320	241,320	241,320	241,320
当期損益	644,381	618,968	609,273	593,554	566,748	495,820
公債返済額	2,862	37,349	285,736	298,928	312,735	327,186
資金支出超過	405,923	415,997	653,689	651,162	638,163	581,686

上表作成に当たっての前提条件は次のとおりである。

建物等取得費

当初取得価額 7,769,000 千円 追加設備投資 163,943 千円

合計設備投資額 7,932,943 千円

見積もり耐用年数と減価償却費

建物本体割合 70%、附属設備割合 30%と仮定し、税法耐用年数 建物 50 年、附属設備 15 年、残存価額 10%、定額法で計算している。

使用料対象部分に係る原価の計算と分析

国際ターミナル建物の総面積は、15,640 m² (屋外デッキも含む) であり、この内貸室等の使用料徴収対象面積は、9,251 m² である。

今回、ターミナルの公共性を考慮し、簡便的に使用料徴収対象面積割合にてコスト計算を行った。

イ) 使用料徴収対象面積に係る概算コスト計算

a) 減価償却コスト

表 11 - 1 の減価償却費 × 9,251/15,640 = 142,739 千円

b) 公債利息コスト

当初起債公債に係る利息総額 4,048,484 千円を 50 年で回収するとして面積按分で計算。4,048,484 千円 ÷ 50 年 × 9,251/15,640 = 47,892 千円

c) 運営管理コスト

平成 11 年度総事業費を面積按分で計算

$$188,015 \text{ 千円} \times 9,251/15,640 = 111,210 \text{ 千円}$$

a) ~ c) 合計 301,841 千円

ロ) 収入とコスト(原価)の比較

表 11 - 1 に掲げるとおり、使用料等収益の平成 11 年度実績は、210,405 千円であり、ターミナル使用料 48,784 千円を除くと 161,621 千円となり、赤字額は 140,220 千円となる。

あくまで、単純な対比であるが、使用料対象部分のみの収益とコストを対応して見ると現状では収支が賄えていない。

ハ) 原因等の分析等

使用料等の対象部分は、事務所、ホール、会議室等である。

特に、ホール・会議室等については現在時間単位で収入から逆算した稼働率は約 14%、また、日数ベースで計算した稼働率は約 28%とまだ低く、フル稼働した場合に比べ 40 百万~50 百万程度収益が少なく計上されていることが収支状況悪化の原因の一つと言える。現在、入居テナント等と協力し結婚式の誘致等を行っているが、更なる利用促進が期待されている。

また、公債金利が比較的高く、建物も博多港のシンボルとしてかなり立派な建物であることから、減価償却費がかなりの金額になっていることも否定できない。

これらは、現状では過去の投資による固定費であり、今後の努力で削減できるものではない。博多港の国際玄関口としての国際ターミナルの存在は博多港・福岡市の経済に様々な貢献をしており、その評価は数値だけでは計り知れない。

しかし、できるだけ使用料の枠内で収支を賄うことにより市全体の歳出を減少させることも重要である。このようなかなり多額な投資の際には、将来にわたる収支計画を十分に検討し、投資に係る意思決定が行われることが望ましい。

公共利用部分について

現在公共利用部分(の面積比率約 41%)のコストは、港湾整備事業特別会計の枠組みの中で賄われている。(制度上やむを得ないとのことである。)

当該、公共利用部分のコストを、簡便的に使用料対象部分の 41%/59%として計算すると毎期 209,753 千円となる。先に述べたとおり、博多港国際ターミナルの社会インフラとしての福岡市への貢献と比較を行うことは技術的に困難であり、意見を差し控えるが、今後新たな投資の際には、事前に当該コストを試算し、投資効果評価の中で議論されることを期待する。

使用料単価の決定等について

現在、事務所等の使用料については、2,000円/m²となっている。(平成9年改定)
当該、使用料単価については、近隣賃貸時価等を基準として福岡市博多港国際ターミナル条例で規定されており、合規性において特に指摘すべき事項はない。

また、一部減免等の手続きを閲覧検討したが、私どもが閲覧した範囲で特に指摘すべき事項はなかった。

12. 外郭団体への委託業務について

(1) 博多港開発(株)(以下H社という)・博多港ふ頭(以下F社)について

概要

福岡市(港湾局)は、民間活力を導入し、より港湾業務を合理化するためにH社・F社の第三セクター会社を設立し、当該2社に対し、港湾・設備管理業務を発注している。

H社は主として埋立地造成・販売事業を行うと同時に福岡市から博多港国際ターミナルの管理業務を受託しており、F社は港湾管理業務を受託している。

平成11年度において、港湾局が2社に支払う委託料の総額は、1,109,259千円であった。

また、両社に対する委託業務のうち多くは、更に両社から外部への再委託契約で運営されている。

実施した監査手続

福岡市(港湾局)から第三セクターであるH社及びF社への業務委託費の支払について、契約書、完了報告書、精算報告書、その他関連資料を閲覧、入手し、その支払金額の内容を把握すると同時に、発注単価の算定方法等について単価算定資料を閲覧、担当者への質問を実施し、算定方法等の妥当性を検討した。

監査の結果

イ) 両社に対する平成 11 年度委託料の内訳等

(単位：千円)

H 社		F 社	
間接（再委託）事業費		人件費相当額（プロ等）	137,732
警備保安業務委託費	14,794	直接請負事業費	193,765
清掃業務委託費	36,624	間接事業費 A	243,004
昇降機保守委託費	12,051	間接事業費 B	371,213
その他	19,165	自主事業	1,138
PR 業務委託費	3,003	諸経費（印の 5%）	37,597
物件費（印の 5%）	4,130		
人件費実費相当額	31,851		
事務費（印の 10%）	3,185		
合計	124,806	合計	984,453

注 1. H 社については「博多港国際ターミナル事業費執行状況」、F 社については「平成 11 年度受託経費精算報告資料」より作成した。

ロ) 取引の実態と間接諸経費について

上表の中で、H 社の間接事業費、F 社の間接事業費 A・間接事業費 B は全て両社から更に外部へ委託することで運用されている。

その内、F 社の間接事業費 A は、F 社が外部へ委託した金額と福岡市が F 社に委託した金額に差異が生じても差額清算は行われぬものである。

このように、第三セクターに一括外注するメリットとして、本来福岡市が個別に外注委託を行う場合に比べ、検査・監督・管理業務も含めて委託できるため、トータルコストが削減できるという面がある。その対価として上表の諸経費が支払われることになる。

この諸経費については、概ね事業費の 10% 以内の範囲で運用されることとなっており、特に 2 社については、軽減し 5% まで引下げを行っている旨説明を受けた。

但し、当該間接諸経費の金額算定において、現行では過去の経験等に基づき一律 5% とか 10% を乗じて計算することで運用されており、具体的な積算根拠をもって算定された金額とは言い難い。

当該 2 社は、第三セクターであり、港湾業務を一括して受託できる立場であることから、入札等競争原理が働くことはない。従って、通常的一般業者の場合以上に支払金額の算定においては、根拠を明確にしておくことが必要と考える。

また、F社の間接事業費Aについては、再委託の取引の中でF社が利益を出すことも可能な契約となっており、F社の経営努力により差益が生じる場合もある。このようなケースについても一律の諸経費を単純な率によって計算することが妥当かどうかは今後の運用の中で再度ご検討頂きたい。

(4) 財団法人 港湾海浜管理センターについて

概 要

財団法人 福岡市港湾海浜管理センター（以下「財団」）は、「博多港において福岡市が行う業務に協力して」「港湾環境整備施設等の管理運営」などの事業を目的とするために、福岡市が 320 百万円の基本・運用財産を出資して平成 2 年に設立された財団法人である。

福岡市が「財団」の運営について負担あるいは業務を委託することによって生じる支出としては、設立時の出資財産、毎年度の補助金、委託契約に基づく委託料があげられる。

実施した監査手続

下記のような視点から上記支出取引の妥当性を検証した。なお、検証手続に先だつて管理している現場を巡回視察し適宜、港湾局担当者に質問して問題点・特徴を把握するよう努めた。

- イ) 「財団法人 福岡市港湾海浜管理センターの経営状況を説明する書類」及び「福岡市海浜公園等管理運営業務委託設計書」を分析した。
- ロ) 委託契約の内容が、法令等に照らして適切・公正であるかどうか、「財団」の業務内容は契約どおりのものであるか、契約書と局が保管している関連証憑を突合し、内容を吟味した。
- ハ) 港湾局が監督部署として「財団」の執行状況を十分に管理しているか。

監査の結果

- イ) 人件費については に記載しているような状況が認められた。
- ロ) 港湾局と「財団」との運営業務委託にかかる契約において、契約の内容、委託の状況について、特に指摘すべき問題はなかった。
- ハ) 港湾局は適時に業務委託現場を巡回し、また「財団」からの委託業務の結果について報告をうけており、「財団」の監督状況については特に指摘すべき点はなかった。

人件費について

- イ) 補助金が負担している財団職員の人件費について（意見）

財団への補助金が最近4年間で約50%、およそ25百万円増加している(平成8年度から11年度まで)。「財団」ではこの補助金を「財団」の一般会計に充当している。この補助金歳入の増加は、主として管理費歳出のうち人件費の増加が影響している。しかし補助金は、職員の構成により人件費がかさむ分だけ増加するにもかかわらず、一方で事業費は減少している。

当財団の「財団法人 福岡市港湾海浜管理センターの経営状況を説明する書類」により開示されている収支計算書の一般会計決算額によれば次のとおりである。

表 12 - 1 (単位：千円)

年 度	平成 8	平成 9	平成 10	平成 11
補 助 金	51,594	56,467	56,302	77,295
事 業 費	10,169(19.7)	9,895(17.5)	9,981(17.7)	9,874(12.8)
管 理 費	43,234(83.8)	48,180(85.3)	47,816(84.9)	68,988(89.3)
管理費の事業費倍率	4.25	4.87	4.79	6.99

(注1) 括弧内は補助金に対する割合である。

(注2) 平成11年度の補助金及び管理費の増加は財団法人福岡市ヨットハーバー公社との合併によるもの。

財団の運営に当って決算書上では事業費が減少傾向にある一方で、将来、事務管理コストがかかっていくことが懸念される。当該財団の職員は退職出向の市職員、プロパー職員、嘱託職員、臨時職員から構成されている。これら職員の人件費は、一般的に在職期間が増すにつれて昇給するため、管理コストの増加に大きく影響する。ここで職員の構成内容が財団の運営にとって最適か否かについて検討すべきではないか。構成員の平均年齢についてある程度の高齢化はどの部署にとってもさけられない課題ではある。とはいえ、当該財団のような規模の小さい組織においては、業務全体の支出に照らして相対的に過大な人件費負担は財団の会計に与える影響が大きいと、できる限り職員構成について見直すべきと考える。ここで、固有の職員について人事的な政策を弾力的に行なうことは困難と思われるものの、出向職員の人件費が全体にかかるインパクトは小さくないので検討課題とされる。ただし、この課題は当該「財団」だけにあげられる問題ではなく市全体の出向職員のあり方について検討されることが望まれる。

ロ) 委託契約における契約額の設計・積算にかかる人件費について

「財団」の職員人件費の、受託事業にかかる負担割合は設計上、「財団」一般会計

と折半され 50%となっている。この人件費負担の割合が 50%となっている点について、特に客観的な根拠はなく、財団設立主旨がアメニティ事業との二本柱となっていることから半分ずつの負担となっているとのことである。

しかし イ)にあるように補助金は、職員の構成により人件費がかさむ分だけ増加するにもかかわらず事業費は減少している。受託事業にかかる人件費についても、一般会計において処理される人件費とともに見直し、コスト負担関係をより客観的な基準に基づいて計算すべきである。

八) 人件費の振替現象について(意見)

また、毎年度、市の決算では、歳出の内訳として人件費が市民や議会に開示されるが、財団への休職出向者の人件費は補助金や費用(上記の委託料は港湾維持費)に振りかえられ、人件費としては処理されていない。

市の歳出明細上は、「財団」一般会計の人件費に見合う分だけ補助金の支出があるほか、受託事業の中で事務人件費として支出されている。

本来の人件費としてはこれらも加え、財団等への休職出向者の人件費も把握できるようにすべきであると考え。ただし、この現象は当該「財団」だけにみられるものではなく、市の外郭団体すべてにかかわるものであることを付け加えておく。

このように、財団についてだけでも、市からの歳出で賄われている休職出向者の人件費は決算書上からは把握しづらくなっている。市全体のことはあるが、今後別途出向者の状況を明確に把握できるような開示の体制が必要ではないかと考えられる。

第 4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上